

広島県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和四年九月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム あ いらの杜 広島戸坂	広島市東区戸坂大上三丁 目2番22号	令和4年9月20日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ア ヴィラージュ 広島長束	広島市安佐南区長束六丁 目1番10号	令和4年9月20日